

被災した村の歴史遺産と村落社会

— 鳥取県中部地震による金毘羅燈籠の破損を例に —

The Suffered Local Historical Heritage and Rural Community
— A Case Study for the KOMPIRA Stone Lantern Broken by Earthquake
in Central Tottori Pref. —

白石 太良*

Taro Shiraiishi

指定文化財でない歴史的遺産は災害で破損すると破棄される場合が少なくないが、2016年秋の鳥取県中部地震では被災した金毘羅燈籠 19 基の大半が村落住民により修復された。モノの所有権を明らかにすることを求める時代にあってココロの共有財という意義を認識したといえ、新旧住民を含めた連帯のシンボルという役割を担うことになったのである。自然災害後の村の歴史遺産への対応には、現代村落のあり様をみることができる。

キーワード：金毘羅燈籠、地震被害、村落社会、村の歴史遺産、みんなのもの

I. はじめに

周知のように金毘羅燈籠は、金毘羅信仰の証しとして、また金毘羅詣での道しるべとして、近世から近代初めまで各地に数多く建立された。香川県（旧讃岐国）の金刀比羅宮から瀬戸内海を越えて北へ約 150 キロメートル隔てた鳥取県の中中部（ここでは旧伯耆国東半および旧因幡国西端を含む範囲をいう。）においても¹⁾、平成 27 年（2015）現在、合せて 237 基の金毘羅燈籠が確認されている²⁾。これらの燈籠は各村落（自然村に相当する集落＝ムラの意で用い、本稿では「村」の語で表す場合がある。以下同じ。）に 1 基ずつ建立される場合が多いことから、金毘羅信仰に関わる水難除け祈願もさることながら、それぞれの村落の安寧と繁栄を願う土地神の依り代的意味をもって祀られていたようである。このことに関して米原喜雄は、当地の大半が急流河川である天神川水系兩岸の平地地であることから水伏せの願いを込めて建立したものが多く³⁾、水害に見舞われずに五穀豊穡をと村びとがこぞって祈る信仰的対象物であったとみている⁴⁾。

このように鳥取県中部の金毘羅燈籠は、村落の共同体的な暮らしへの願いを目に見える石塔の形で表現したものであり、それ故に「みんなのもの」との意識のもとで村落の風景のなかに融け

*流通科学大学名誉教授、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

込んでいた。それはかつて広くみられた共有林や入会地のような経済的共有財ではないが、人びとの心の拠りどころと関わる社会的・信仰的共有財であった。ところが、時代の変化のなかで村落は共同体としての存在意義を弱め、その機能も変容してきた。農業を生業としてきたこの地域においても、農作業の変化や兼業農家・非農家の増加が著しく、暮らしもまた個人的なものに変わっている。金毘羅燈籠への向き合い方も、水害対策が進んで水伏せを神に祈る必要がなくなり、信仰対象としてではなく先人が残した記念物の一つとして接することが多くなった。このことは、かつて人びとが抱いていた「みんなのもの」＝共有財という意識を希薄にし、村落の歴史的遺産に対する見方を変化させた。

上にあげたような現在の燈籠に対する向き合い方は、いうまでもなく平穏な日常の暮らしのなかでのものである。しかし、もともと水害への恐れから水伏せを祈願した当地の金毘羅燈籠だけに、村落全体に関わるような自然災害に遭遇するなど非常時においても同様の対応するのかどうか。自然災害で燈籠が被災した場合、住民としてのまなざしが違ってくる可能性もあり、そのことがまた、現代の村落のあり様にも関わってくるのではないかと考えられる。

そこで、2016年秋に当地を襲った鳥取県中部地震により被災した金毘羅燈籠を事例に、村落との関わりを検討してみたい。なお、ここで鳥取県中部の被災事例を取り上げるのは、当地の金毘羅燈籠に関する報告⁵⁾の補遺と位置付けたためであるが、被災範囲が狭域で津波を伴わなかったので被災基数が少なく対応も速かったことも関係している。

II. 鳥取県中部地震による金毘羅燈籠の被災

1. 被災状況の把握

a. 地震の概要と文化財の被災

鳥取県中部地震は、2016年10月21日午後2時4分、倉吉市と三朝町の境界付近を震源として発生⁶⁾、マグニチュード6.6、鳥取県内の震度は倉吉市・湯梨浜町・北栄町が6弱、鳥取市・三朝町が5強、琴浦町・日吉津村が5弱であった。

地震による当地の被害は多方面に及んだが、被災の多くは断層のずれ方向に沿って北栄町東部から湯梨浜町、倉吉市東部、三朝町北部の東西5km、南北15kmと比較的狭い範囲に集中した。因みに人びとの暮らしに関わる家屋の被害状況をあげてみると、震源に近い倉吉市とその周辺で全壊16棟、半壊251棟で建物の倒壊はそれほど多くなく（2017年1月26日現在）、屋根瓦や壁の崩壊などが目立った⁷⁾。

暮らしの復興と直接的に関わりにくい歴史的遺産の被害の全容を知るのは難しいが、指定文化財に関しては、地震直後の11月2日時点で国指定のものの損傷は兵庫・鳥取・島根・岡山・広島⁸⁾の5県で合計35件（内鳥取県28件）、自治体指定のものは21件と報道されている⁸⁾。本稿の事例地域である鳥取県中部では、国宝投入堂への行者道の途中にある重要文化財文殊堂の地盤に亀

裂が生じて柱が浮いた状態になり、重要伝統的建造物群保存地区である倉吉市の白壁土蔵群では漆喰の壁が崩落、国登録記念物の小川氏庭園で燈籠が崩壊するなどの被害があった。

しかし、指定文化財や博物館等の保有するもの以外となると、その所有権や管理権が関係するため被害状況が十分に把握されているわけではない。ことに個人が所有するものに関しては、その判断が所有者にゆだねられて事後処理に差が生じ、この機に破棄される場合も少なくない。金毘羅燈籠をはじめとした村々の小祠や石塔類なども、村落の歴史的遺産という意味では文化財であるが、その所在場所の地権者が関係するため被害と事後処理の実態がわかりにくく詳細は明らかでない。行政としても、災害発生後は生活再建が優先されるから、歴史的遺産であっても無指定のものを調査することはなかった。

b. 被災文化財の情報把握

個人有や村落内にある歴史的遺産の被災実態が網の目にかかりにくいなか、保護に乗り出したのが鳥取地域史研究会と山陰歴史資料ネットによる文化財レスキューであった⁹⁾。地震発生から4日後の10月25日に「捨てないで地域と家の歴史」のアピールが鳥取県民に向けて出され、倉吉博物館でも、「(前略)破棄などを考えておられる場合や、保全方法についてお困りの方は、倉吉博物館あるいは市教育委員会文化財課へ事前にご相談ください。」との広報を市民に配布した¹⁰⁾。しかし、これによる申し出件数は倉吉市内から12件、北栄町から1件の計13件にとどまり、しかも緊急保存が必要なものは少なかったという¹¹⁾。文化財レスキューは指定文化財以外のものの保全に向けた取り組みではあったが、金毘羅燈籠をはじめ村落のなかにある文化財については、この呼び掛けにより申告されたものはなかったのである。そこには、呼びかけ趣旨が個人有のものへの注意喚起なので、所有関係が判然としない文化財が含まれるかどうか分かりにくかったこと、例示の多くが個人有のものであったことなどが関係したのかもしれない¹²⁾。

金毘羅燈籠の被災について文化財レスキューへの申し出がなかったなか、行政はどのような対応をしたのか。もっとも行政側としては、指定外の文化財の被災状況を調べれば修復や保護を市や町が行ってくれるとの誤ったメッセージを住民に与えるのではないかと懸念もあり¹³⁾、調査そのものを避ける傾向さえみられた。とはいえ、地元住民からの情報のいくつかは市・町の教育委員会文化財課などに寄せられ、その集計は被災した燈籠のすべてを網羅しているとはいえないものの、住民の自発的な連絡情報は行政にとって貴重な資料であった。

もちろん被災の情報を伝えた住民としては、破損した燈籠が通行の妨げになるとか景観を悪化させているので、行政が処理してほしいという理由もあったろう。しかし、注目したいのは、形あるものが壊れた場合の処理は所有者の判断によるとする現代にあって、金毘羅燈籠の被災を行政機関（多くは教育委員会）へ連絡するという行為である。そこに、村落の歴史的遺産である金毘羅燈籠の被災という事実を地域社会として周知したいとの思いがあったのではないか。それは、

卑近な言い方ではあるが、薄れつつあった「みんなのもの」という意識が呼びさまされ、その被災の事実を行政が承知しているのかとの連絡であった。そこに行政による修復への期待があったともいえようが、もちろん前述の通り行政が具体的な処置をすることはなかった¹⁴⁾。

2. 金毘羅燈籠の被災状況

2017年3月現在、鳥取県中部地震で被災した金毘羅燈籠（一部倒壊を含む）として筆者が確認したのは、当地の237基のうちの19基であった。この被災基数は、上記の教育委員会等への連絡をもとに筆者が現認または住民らからの情報を加味したもので、これを行政区域ごとにまとめること次のようになる。

	金毘羅燈籠数	被災数
鳥取県青谷町	16基	0基
湯梨浜町（旧泊村）	6	0
湯梨浜町（旧東郷町）	17	1
湯梨浜町（旧羽合町）	3	0
北栄町（旧北条町）	13	10
北栄町（旧大栄町）	11	2
琴浦町（旧東伯町）	37	0
琴浦町（旧赤崎町）	14	0
倉吉市（旧倉吉市）	76	6
（うち西郷地区	6	4）
倉吉市（旧関金町）	21	0
三朝町	23	0
計	237	19

金毘羅燈籠の被災は狭い範囲に限られ、被災基数も必ずしも多いわけではない。それ自体は僥倖であったともいえるが、その背景には当地の燈籠の一部に免震のための細工が施されていたことも関係するのではないかとみられる¹⁵⁾。地震に遭遇しても破損しないとすると村落との関係では本稿の主題とは別の意味で重要なので、その概要を関連事項として末尾に補記した。

ともあれ、被災した金毘羅燈籠のある村落にとってはその後の対応に苦慮することになる。そのため、筆者が確認した限りにおいても、倒壊のまま放置される、崩れた部分が撤去されて行方不明、その一方で修復や再建されるなど村落ごとに違いをみせる。とはいえ、全体としては被災数が少なかったこともあって、他村では村内の燈籠がそのまま残るのに、わが村では無残な姿になったとの無念さが住民の気持ちのなかに高まる場合が少なくなかった。それは、水伏せ祈願の

ような村びとの信仰の対象だからではなく、その存在があってこそその昔からの村であるとの意識、すなわち金毘羅燈籠は村の歴史的遺産という意識によるものであったと思われる。

しかしながら、現代社会は形あるものに対し、その所有権とそれに伴う利用権や処分権を明らかにすることを求める。この考え方は私的・公的を問わずすべてのものに当てはまるから、村の歴史的遺産といえども住民たちがその扱いを決めるわけにはいかない。地震で破損した金毘羅燈籠を撤去するか修復するかなども同様で、それが路辺にあって信仰の象徴という意味をなくしているが故に、事後処理の方法には苦慮することになる。そこで、被災後の金毘羅燈籠をめぐって村落としてどのような対応をしたのか、一つの事例をあげてみたい。

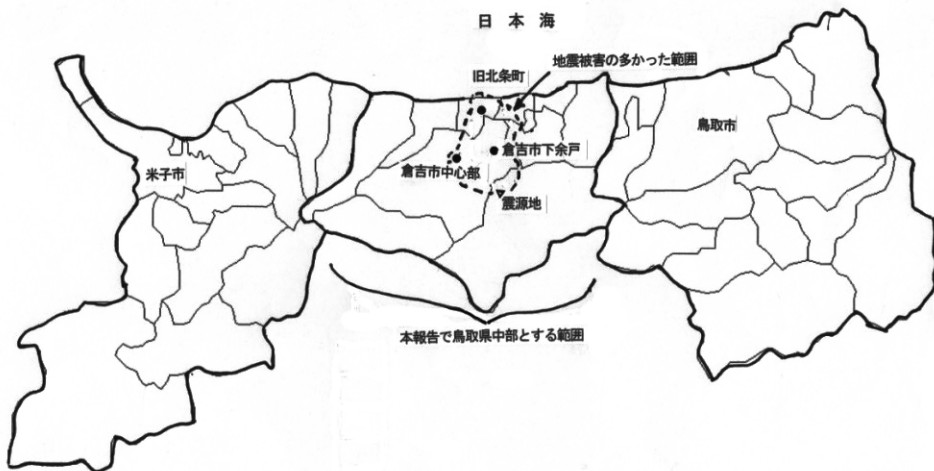


図1. 鳥取県中部地震による金毘羅燈籠の被災範囲

筆者作成

Ⅲ. 倉吉市下余戸の事例

1. 下余戸の金毘羅燈籠

ここで事例とするのは、倉吉市市街地の東に位置する下余戸地区の金毘羅燈籠の被災後についてである。当地区は市の中心部（市役所付近）から東へ天神川を挟んで約2 km、かつては丘陵性山地の麓に広がる農村地帯であった。しかし現在は、JR倉吉駅に比較的近いこともあって新興住宅やアパートなどが田畑のなかに点在し、2017年現在は戸建て85戸、アパート120戸とされるなか、旧来からの農家は25戸程度と非農家の戸数のほうがはるかに多くなっている。

当地区にある金毘羅燈籠は1基のみで、地区公民館横の畑地（私有地）に建てられ、高さ1.7m、

台座から笠まですべてに自然石を用いたものであった。燈籠への刻字が「金」の一文字のみなので願主や建立年次は不詳だが（大正年間ともいわれる）¹⁶⁾、正月にしめ縄を飾るとか台座周辺に子供が草餅をついて遊んだ跡が残るなど長く人びとの暮らしに融け込んでいた¹⁷⁾。1965～68年ごろの耕地整理¹⁸⁾に際して移設場所に困り、一時避難の形で用地の得られた旧家の畑のなかへ移動させたが、これが後述のように被災後の扱いを難しくした。移動前の燈籠は村落の入口付近の川沿いであって¹⁹⁾、村の周辺では過去に大水の災害が多かったことから水伏せを祈るとともに、村境を防いで村内安全を願って建立されたものと考えられる²⁰⁾。移設後は信仰的な意味は薄れたが、公民館の傍にあることも関係して「とうろうさん」と呼ばれ親しまれてきた。



写真1. 下余戸の金毘羅燈籠（被災前）

米原喜雄氏提供

2. 被災と再建

a. 被災後の燈籠の扱い

この燈籠は地震により柱から上部が崩落し、火袋は跡形をなくして壊れた。その処置について当初は、破損物として破棄されるものと人びとは思い、自治会（倉吉市では自治公民館と呼ばれるが、本稿では一般的な用語である自治会の語を用いる。以下同じ。）としても地震後の後始末の意味から撤去の予算措置が検討された。それは、燈籠そのものは村落の風景に融け込んでいたが暮らしのなかで具体的に関わりを持つことはなく、俗な表現でいえばあってもなくても良いものという判断の表れであった。しかも、私有地に移されてからほぼ50年、人びとの気持ちのなかに個人の所有物との思いもあり、それが放置されているとすれば、村の美観を損ねる意味からも自治会として除去をとの判断あったのである。

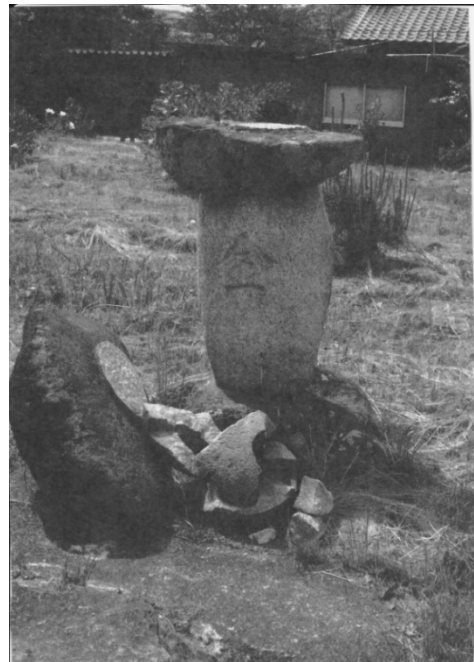


写真2. 下余戸の金毘羅燈籠（被災後）

中井義寛氏提供

これを修復・再建へと向かわせたのは、地震発生から2ヵ月余りを経た2017年初頭のことであった。自治会役員の1人が郷土誌²¹⁾に記されたこの地域の金毘羅燈籠の由来、五穀豊穡という祈願、かつての暮らしとの関りなどを知り、それを役員会に伝えたのである。

(資料1) 1月12日付の役員会配布資料(抜粋、氏名は略)

公民館東側の畑(某氏所有)に一部倒れたままになっている石碑の取り扱い 総会では廃棄の方向で、二業者から見積もりを取り説明しましたが、元館長さんが平成十年頃編集された「西郷誌」に、これは「金毘羅燈籠」といって江戸時代後期から大正時代に流行った往時の金毘羅信仰を偲ばせてくれる高燈籠であることを見つけられました。一緒にそのページを読み、これは捨ててはいけないものであることを確認、保存する方向で検討すべく、皆さんのご意見を伺いたと思います。反対意見がありましたら、15日までにお知らせください。保存に同意いただければ、次のステップとして、住民にその結果を回覧報告し、住民の希望者による保存方法(場所、予算、時期、等)の意見交換会を行い、ベストの方法(臨時総会開催、等)で保存を実行したいと考えております。

その後、金毘羅燈籠は村の歴史の証しではないか、村の遺産として修復するのが望ましいのではないか、その費用はどうかなど、役員間で再三の会合が開かれた。結果として役員会は、修復・再建へと方針転換する方向のもと3月にかけて住民との話し合いを行った。

再建に関しての住民集会では、最近15年程の間に移住してきたいわゆる新住民はとりたてた意見を述べてはいない。そのなかには無関心層もあったろうが、彼らの多くが非農家であることから農業生産とも関わる金毘羅燈籠についての発言を避けつつも、可能ならば村落の歴史的遺産として修復することに暗黙の了解をした人びとも少なくなかったようである。

注目せねばならないのは、代々続く農家の一部から出た意見である。それは、郷土史とか信仰に関わること、あるいは修復費用の負担などによるものではなく、破損した燈籠が旧家の所有地に建立されていたことからくる意見であった。農村地域における旧家はかつての大地主であることが多く、当時の人間関係が意識として受け継がれる場合が少なくない²²⁾。したがって、時代が変わったにせよ、旧家の土地の上にあるものの処理を他人が決めることへの疑義が出されたのである。この主張をする人は多くはなかったものの、歴史的背景からみれば軽視できない意見であった。これに対して自治会役員は、燈籠の歴史的遺産としての意義を説明するとともに、旧家側としても、「修復してほしいと自分から自治会に申し出ることはないが、自治会の扱いに異論があるわけではない」との考えであることを伝えて了解を求めた。

かくして金毘羅燈籠は修復すると決定したものの、その場所と費用が問題となった。同じ場所への再建は、再び災害が発生すれば村落全体の遺産にもかかわらず地権者の迷惑になり、さらに



写真 3. 住民による移転・修復作業(1)

中井義寛氏提供

建立当初の場所ではないという事情もあった。そこで自治会では、川辺傍や道路傍といった公用地の利用について関係行政機関と折衝を重ね、その過程で倉吉博物館へも相談に訪れている²³⁾。博物館としては村落内のものなので住民で話し合いをとの立場であったが、公用地を管理する行政機関からは公的な援助は出来ないが、村の自主活動による燈籠建立であ

れば、公共的な土地活用の一つとして了承するとの回答を得た。この結果、燈籠は移転・再建する形をとることとし、選ばれたのが家並みの西を画する地藏川の川辺、村落の入口付近の地藏堂横である。奇しくもここは、私有地に移される前に金毘羅燈籠が建立されていた位置から幅数メートルの道路を隔てた場所であった。

ともあれ、自治会が住民へ提案し承認を得た当初の計画は、2017年11月までに前述の場所へ移転・再建を行い、その予算限度額は12万円であった。

b. 移築・再建作業の実施

2017年3月に住民から移転と再建の了承を得た後、具体的な作業に取り掛かったのは7月からである。この間の話し合いのなかで、地元業者による資材等の低額または無償提供や移設記念碑の寄付などの申し出があり、住民からも私有の重機や機器類の使用をとの声が出された。工事についても、全面的な外部発注ではなく、可能な範囲で住民が出役して作業を行うこととなった。その結果、経費予算は当初の半額程度に減額されたが²⁴⁾、破損した火袋の新調などの出費は省くわけにはいかなかった。燈籠の移転と再建に関わる工事の概要は次の通りである。

(資料2) 再建作業の概要

工事日	出役数	工事内容
7月26日	不詳	移転準備
7月29日	16名	基礎工事、解体と移動、台座設置、土地造成
8月4日	4名	不詳
8月5日	17名	燈籠建立

8月9日 6名 後始末

(出役者は延べ43人。ほかに建立指導のため業者等住民外の有志が参加)

経費 54,894円(予算7万円) 自治会予備費による

主な出費 火袋の新調 30,000円
生コンクリート 12,300円
茶および慰労費 10,697円

無償提供(業者および住民による)

移設記念碑、砕石・真砂、重機・クレーン・運搬車・水平器・工具類、慰労用酒肴

かくして倒壊した下余戸の金毘羅燈籠は、建立場所こそ異なるものの、地震発生後ほぼ10ヵ月を経て修復・再建された。その過程で住民は、工事を業者任せにすることなく自ら労働奉仕をして作業を進めた。これに応じて業者からも、多くの資材や用具、記念碑等が無償あるいは低額で寄せられ、移設工事に立ち会っての指導がなされた。これらは、下余戸の住民の金毘羅燈籠に対する思いがさまざまな人びとの心を動かしたといつてよい。もっとも、作業日の出役者が同じ人に偏りやすく、新住民の作業参加が必ずしも多くなかったことも事実である²⁵⁾。これらは村の歴史的遺産に対する無関心層が多数を占めていたためといえなくもないが、修復作業へ参加するだけがその意味を理解している証拠なのではない。村の中で進められる工事そのものを静かに見守ることが郷土史を知る機会となったであろうし、歴史を踏まえた村落としてのあり様を考えることにも結び付いた。



写真4. 住民による移転・修復作業(2)

中井義寛氏提供

このことに関連して、移転・修復後の燈籠は被災前のものと同じではないことに留意しておかねばならない。それは火袋が完全に破損し、再利用困難なため部材を差し替えて新調されたことである。やむを得ない措置とはいえ、これにより火袋は石質・形状とも従前のものとは若干違っている。しかし、村落の歴史に基づきその意味を受け継いで建立されたのであるから、歴史的遺産の継承であることには変わりがない。

3. 燈籠の修復から見えること

人びとが金毘羅燈籠の修復を受け入れ協力しあえたのは、それがいまの暮らしにとって必要なものではないが郷土史の証しであることに気づき、村落としての存在の意味を後世に伝えたいとの思いよるものであった。大仰な言い方ではあるが、燈籠の修復は、かつて信仰の対象として村落の自己存在を象徴していた燈籠が忘れ去られようとしているとき、いまの自らがあることの証明の一つを確認する願いによるといえるのかもしれない。



写真 5. 修復・移転された金毘羅燈籠

筆者写す

もともと、修復したとはいえ一度倒壊した燈籠は元のものと同じではない。先述のように、下余戸の燈籠は部材の差し替えと建立場所の移動が行われておりこれを歴史的遺産とみてよいかという疑念は残る。これについては先に歴史的遺産の継承であると述べたが、これまでの歴史を受け継ぎつつ創られた文化財ととらえるのがよいとの見方もある。後の世にこれが伝えられたとき、修復さ

れた形状と移設された場所こそが郷土史のなかの燈籠として目に映るからである。したがって、修復・移設後の金毘羅燈籠は、村の歴史的遺産の新たな展開とみることが出来よう。さらに加えて言えば、移設された場所が村落入口付近になったことで、村落の歴史的シンボルあるいはランドマークの意味を兼ね備えることにもなった。

とはいえ、修復・移設の過程で村落地域におけるさまざまな問題点が浮かび上がった。その一つは伝統的人間関係の残象が表面化したことであり、また古くからの住民と地域文化とは繋がりの薄い新住民との意識差も認められた。これについては郷土史への関心を喚起するなどにより乗り越えたが、村落の歴史的遺産というのみで修復を図ることの難しさ、現代の村落にとってのアイデンティティは何かといった課題も明らかになった。このことは、いまの村落地域にはかつての社会構造の名残りとともに現代的な社会意識が広がっていること、現代の「みんなのもの」＝共有財の考え方に温度差があることなどを示している。いずれも日常の暮らしではみえにくい、被災という非常時に遭遇することで村落社会の中へ表出したのである。

もう一つ注意しておきたいのは、修復の過程で公共的用地への移設を図ったことである。現代はさまざまなものを財としてとらえ、その所有・利用・処分権を明らかにすることを求める。そ

のため、私有地に建立された燈籠は、村の歴史的遺産とはいえ住民の意見集約で対応策を決めるのは不可能だが、公用地であれば関係機関の了解のもと処理方法を住民で判断できると考えられた。そこで、燈籠の公用地への移転を前提に修復の計画を立案して行政機関との話し合いに時間を割いた結果、地蔵川沿いの雑種地の一画へ移設することになった。このような活動の背景にあるのは、金毘羅燈籠は私有物ではなく「みんなのもの」という人びとの意識であろう。入会地など長く続いた共有財さえ私有化されることが多い現代において、村の歴史的遺産である金毘羅燈籠を排他的な私有物と見るのではなく、時代の変化に適応した共有財として見つめ直す機会、それが人びとの共同で進められたこの度の修復と移設であった。

なお、金毘羅燈籠の移転・修復に際しては、その発案から完成までの間、指導的役割を果たした世話役の存在が大きな意味をもったことを付け加えておかねばならない。村落の歴史的遺産が破損した後の扱いは、その意味や価値をどう判断するか、人びとにいかにも説明し理解を得るかによって異なってくる。したがって、修復の中核を担う世話役が得られなければ、被災後の展開が違っていった可能性もある。

IV. 被災した金毘羅燈籠の扱い

1. 公共用地に建立されている燈籠

a. 西郷地区の場合

下余戸の事例は、燈籠が私有地に建立されているが故に、その修復と保存に当たって公共的用地への移動を図ろうとしたものであった。では、被災した時すでに公用地上にあった燈籠はどのように扱われたのか。

下余戸の村落を含む周辺は西郷地区と呼ばれ²⁶⁾、地区を構成する旧藩政村7村落のうち6村落に各一基の金毘羅燈籠が建立されていた。このうち今回の地震により被災したのは4基（その一つが下余戸の燈籠）であるが、いずれも自治会の努力のもとで修復された。

(資料3) 西郷地区の金毘羅燈籠の被災・修復状況一覧

(村落名)	(燈籠の場所)	(修復の有無)	(備考)
栗尾	神社烏居傍	倒壊→修復	自治会による 費用なし 現在も順番で毎夕灯火
山根	栗尾川川辺	倒壊→修復	自治会による 役員らが2万円拋出
伊木	集落入口広場	倒壊→修復	自治会による 自治会特別会計から5.5万円支出
下余戸	集落内三叉路辺	倒壊→移転・修復	(前述)
大原	観音堂横	倒壊せず	
八屋	金毘羅燈籠なし		

(注)「自治会による」は住民の労力奉仕等をいう。

一覧表からもわかるように、被災した4基の金毘羅燈籠は地震発生から1年を経ても修復された。しかも、山根は2017年2月、伊木は4月と半年以内に作業を終え、栗尾は完成月不詳だが被災程度が軽微と伝えられるので比較的早く修復されたと思われる。このような早期の修復を可能にしたのは、その建立地が河畔とか神社の付属地など公的な利用に供せられる土地であったことが関係したようである。しかも、山根・伊木両村落では、自治会長（自治公民館長）が共に「金毘羅燈籠は信仰の対象でないし文化財と考えているわけでもないが、地域にあるものだから残しておく。公用地にあるので住民からの異論は特になかった」としている²⁷⁾。

被災後なせもとに戻そうとしたか、積極的な理由は定かではないが²⁸⁾、信仰対象の意味をなくせば被災を機に破棄するとなりがちななか、「地域にあるもの」と話す意味は大きい。それは燈籠が地域の風景になっていて、燈籠がなくてはわが村らしさがないということ、すなわち心の中にある「みんなのもの」との意識を表現した言葉であった。だがこれに異論が生じないためには、建立場所が公用地で、人びとがその扱いを相談できるという条件が必要であった。

b. 北条地区の場合

西郷地区と同様にこの度の地震でいくつもの金毘羅燈籠が被災した北栄町北条地区（旧北条町）でも、公用地に建立されていて破損後に修復された燈籠がみられる。

北条地区は日本海へと北流する天神川の河口に近い西側、沿岸砂丘の後背湿地を流れる北条川沿いの平地に広がる農村地域で、地区内の13村落に各1基、計13基の金毘羅燈籠が建立され、うち10基が倒壊した。その後、各村落の自治会などの尽力もあって被災の約半年後には7基が修復²⁹⁾、1基は修復せずに笠や柱などが移動され、放置されて残るのは2基である。

（資料4）北条地区の金毘羅燈籠の被災・修復状況一覧

（村落名）	（燈籠の場所）	（修復の有無）	（備考）	
松神	集落入口付近	倒壊→修復	自治会による	自治会特別会計から2万円支出
北尾	公民館横	倒壊→修復	自治会による	費用なし
弓原	北条川川辺	倒壊→修復	業者に依頼	自治会予備費から27万円支出 (神社の被災箇所修復を含む)
米里	水田内	倒壊→修復	業者に依頼	自治会特別会計からビール一箱
下神	神社鳥居傍	倒壊→修復	業者に依頼	神社特別会計から支出 (神社の被災修復と合算 金額不詳)
田井	神社鳥居傍	倒壊→修復	業者に依頼	氏子の寄付による (鳥居の修復と合算 金額不詳)
江北	個人屋敷内	倒壊→移動	自治会が公民館前に移動して柱などを積む	自治会一般会計から5万円支出

西新田場	個人墓地内	倒壊→修復	個人の建立なのでその考え方による
土下	集落入口	倒壊	復旧の予定立たず 放置の可能性大
東新田場	神社鳥居傍	倒壊	協議中 石材が柔らかく修復困難か
島	北条川川辺	倒壊せず	
国坂	集落入口川辺	倒壊せず	
曲	公民館前	倒壊せず	

(注)「自治会による」は住民の労力奉仕等をいう。

一覧表のとおり、河畔や路辺といったいわゆる公用地に建つ燈籠は、2基を当該村落の自治会役員らが労働奉仕で修復、1基は業者に依頼したが必要経費を自治会会計から支出している。ここでも金毘羅燈籠は「みんなのもの」、心の拠りどころという意味での共有財であったと考えられる。さらに「先祖の名前が願主に残る燈籠は残したい」との住民の素朴な思いもあり³⁰⁾、燈籠は地域の歴史と伝統を伝える遺産との意識が見られたのである。そのため、米里の燈籠のように水田という私有地にありながら修復に自治会が関わり、業者に渡した謝礼は自治会が負担した場合もあった³¹⁾。もっとも、土下では集落入口の三叉路近くの路辺にあって倒壊したものの、2017年未現在住民の話し合いが出来ておらず事後処理も決まっていない。

村落内の社寺が管理する土地も、公有地とはいえませんが人びとの暮らしからいえば公共的な用地である。北条地区で村内の神社境内や鳥居傍に建立された燈籠の場合、被災した社殿などとともに比較的早く修復されているが、金毘羅燈籠が氏神に付属する信仰の対象の一つであったためと考えられる。したがってその修復は氏神を支える氏子の責務であり、神社会計あるいは氏子の寄付によって早急に修復の方向へと進められた。もっとも氏子集団は当該村落の人びとであるから、その修復は村落社会の意思として決められたものといってよい。ただし東新田場では、修復の気持ちはあるが石材が柔らかいため復元が難しいのではとされる。

2. 私有地に建立された燈籠

このように、金毘羅燈籠が公用地に建立されている場合、人びとは被災後それを速やかに修復するべく行動している。これに対し、下余戸の事例のように、燈籠が私有



写真 6. 石材を集めた江北の金毘羅燈籠

筆者写す

地に建立されていると被災後の扱いが難しくなる。そのいくつかの事例を簡単にあげておく。

(i) 北条地区江北

個人の屋敷地内に建立されており、修復費用も関わってこの機に撤去の動きもみられた。しかし、住民が通りすがりに手を合わせていたなど暮らしとの関りが深く、土地所有者の申し出を受けて自治会が労力と費用を支出、公的な場所である公民館脇に移動した。ただし、燈籠としての修復はせずに倒壊した笠や火袋をまとめて置くという処置をとっている³²⁾。これには、破損した燈籠を地震災害の記念物として残すという目的もあったようである。

(ii) 北条地区西新田場

某氏の居宅に近い個人墓地の一角に建立され、管理・参拝は個人的にされていた³³⁾。そのため村びとは個人有の燈籠とみなし、倒壊後の扱いも個人の判断と考えて村落としては何の対応もしなかった。墓地はいわば公共的な用地の一種ではあるが、個人墓地への建立なので村びとは墓石と同様に私有物と考えたことになる。この燈籠は、被災からほぼ1年後に墓地の所有者によって修復され、その工事に村落として関わることはなかった。

(iii) 湯梨浜町東郷地区松崎

JRの駅に近い旧宿場町の街道脇にあり、私有地に建立されていることから個人のものである住民には特段の関わりのない燈籠であった³⁴⁾。地震後は火袋から上部が脱落、道路上に散乱して通行に支障をきたしたので、土地所有者が費用を負担して業者に散乱物等の撤去を依頼した。土地所有者には修復をとの思いがあるが、住民の側も歴史的遺産の視点からの検討が必要ではないかとしている³⁵⁾。

これら三つの事例からは、村落の歴史的遺産とはいえ、被災後の扱いには建立場所の所有権が関わってくるのがわかる。しかし同時に、村びとの燈籠への向き合い方の違いによって、村落としての対応に相違が生じることも示している。災害の発生に伴う燈籠の破損は破棄か修復かという選択を人びとに迫るが、土地の所有権という近代的な財の考え方が優先されるなか、いずれに進むかは燈籠がだれのものかという権利関係と、燈籠への思いや接し方とのかねあいが関わってくるようである。

V. 金毘羅燈籠の被災と村落

かつて鳥取県中部の金毘羅燈籠は、わが村を水害から守り、安寧と繁栄を願って村びとが祈りを捧げる石塔として、社会的・信仰的な共有財であった。ところが現代社会は、形あるすべてのものに所有権とそれに伴う利用権や処分権、すなわち財として権利行使を個人ないし団体が有することを求めるようになった。そのため金毘羅燈籠も、所有者あるいは地上権者の管理する石塔の一つととらえられ、それを維持し続けるのも破棄するのも彼らの判断によると考えられるようになったのである。これを言い換えれば、共有財というとらえ方は現代にはなじまず、村落社会

として、また村びととしてもその扱いを判断する立場にはないということになる。

しかし金毘羅燈籠は、信仰の対象という役割を終えた状況のなかにあっても、村々の風景に融け込んだ「みんなのもの」であり、その意味では共有財であった。もとよりここで財の語を用いることが出来るのかという問題はあるが、村落の歴史的遺産として、通俗的な言い方ではあるが「そこにあるのがあたりまえ」の燈籠という気持ちの共有がみられる場合が多かったのである。そのため、日常生活のなかで特に関わりを持たなくても、それがないと村落として何か足りないのではと感じさせる存在であり続けた。したがって、燈籠の扱いは所有者あるいは管理者の考え方次第とわかりつつも、心の中にはそれが村のなかに長く残されるものとの思いのある場合が少なくなかったと考えられる。

このような現実社会の理屈と人びとの意識とが交錯したのが、自然災害により破損して姿かたちを変えた時であった。下余戸の事例からわかるように、当初は地震で倒壊した燈籠の扱いを住民として決められず、とはいえ美観を損ねるので被災ごみとして自治会が処理せざるを得ないと方向を模索した。しかしその後、人びとの意識に歴史的遺産の重みという価値が呼び覚まされて修復の方向を探り、結果として「みんなのもの」を目に見える形で再建することとなった。これを被災後の修復とみるか新たな建立とみるかという問題はあるとしても、人びとの心の中の共有財という考え方が村落社会で尊重されたことになる。

もちろん心の中の共有財を尊重するためには、現実社会における財の考え方と如何に整合させるかが重要となる。下余戸の場合は、燈籠の建立場所が私有地であったのでこれを水路脇という公共的用地へ移設する方法をとり、北条地区江北でも、私有地から公共施設である公民館脇に石柱などの移動が行われた。財の考え方では、公共的用地であれば、管理する国または地方公共団体等関係機関の了解を得れば住民の思いに合わせた柔軟な運用ができたのである。氏神社の境内の場合も、そこは村びとにとっての公共的用地であるから、氏神信仰という伝統的な村落機能に付随する燈籠として、比較的早く修復などの措置が行われている。したがって問題になるのは田畑など個人の所有地に建立されている燈籠で、これへの対応には苦慮しつつも住民の意思結集を得られれば移転・修復の道が探られる場合がみられた。

ともあれ、鳥取県中部地震で被災した金毘羅燈籠では、数基の対処方法未定を残すもの³⁶⁾、いずれも破棄されることなく修復の方向性をもって人びとは取り組んできた。それを困難にする建立場所の問題の克服にも力を注ぎ、人びとは燈籠の存続を願ったのである。そこには、「どのような信仰の対象物でも破損したまま放置すれば災いを招く」³⁷⁾、といった日本人の昔からの素朴な心情が働いたこともあったろう。しかし、注目したいのは、何人もの自治会長から聞く「昔からあるものだから」という言葉である。この言葉は誰もがよく口にし、これもまた多くの日本人にみられる気持ちではあるが、それを破損した金毘羅燈籠に向けて発するなかに村の共有財に対する人びとの思いが込められている。先に述べたように、鳥取県中部の金毘羅燈籠は村落に各1

基の建立が多く、信仰対象としては時代により変化がみられたが、燈籠付近は人びとが集い子どもが遊ぶ村の中心であった。したがって燈籠は、暮らしのなかで受け継がれてきた歴史的遺産であるとともに、かつての共同体的な連帯意識を眼に見える形で表した存在であった。それ故に金毘羅燈籠は、郷土史の具象化として村びとの意識の上で共有財と認識され、「昔からあるもの」と呼んでその修復へと人びとを向かわせたといえよう。

もともと、現代の村落は、長く住み続けた人びとやその子孫のみで構成されているわけではない。ことに下余戸のような市街地に近い村落では、俗にいう新住民の数が古くからの住民を大きく上回り、彼らの多くは郷土史への関心を抱くことなく暮らす場合が少なくない。そのため金毘羅燈籠が共同体の共有財という視点の理解までは困難としても、日々の暮らしで目にするわがまちの風景を共有するという点では旧住民と同じであった。したがって、燈籠の被災から修復へと流れとの出会いは、住民集会で積極的な意見の吐露に至らないまでも、地域の文化を知り、歴史を学ぶ機会となった。具体的な意識の変化に当てはめていえば、被災した燈籠への対処は自分とは無関係というのではなく、地域の歴史を秘めた石造物としてどう扱うかを考える人びとが生まれる契機になったのである。

もとよりこのような意識の変化は、下余戸における修復作業に新住民の出役が少なかったことからわかるように、すべての新住民にみられたわけではない。しかし、例え限られた数であるとしても、燈籠はわが住む村の歴史の表象ととらえる人が出てきたことは、村落にとって大きな意味を持つ出来事であった。なぜなら、旧住民と新住民の混住という社会状況のもと、現在さらに将来の村落地域に求められる両者の共同と協働、あるいは連係に関して、その拠りどころの一つが郷土史にあると理解し合える機会になったからである³⁸⁾。これを地域のあり様からみると、燈籠の修復を巡る一連の流れは、前近代の人間関係の名残りもある伝統的な村落社会を、個の地縁的集合体である現代的な地域社会へと脱皮させる契機になったとみることができる³⁹⁾。

ただし、金毘羅燈籠を心の中の共有財とみるまなざしには、旧住民と新住民とで異なる可能性もある。前者は村の先輩たちが残してくれた歴史的遺産の共有であり、後者は郷土史を踏まえつつもいまの自分たちにとっての文化財の共有だからである。これに関しては、下余戸の事例のように建立場所の移動や石材の一部に変更などがあった場合などを考えると、郷土史のなかに新たな文化財を加えたと理解するほうがよいかもしれない。修復された燈籠は古くからの共有財であるにとどまらず、将来に向けた村落のシンボルとしての共有財であり、のちの時代に村のすべての人びとから歴史的遺産と称せられることに期待を寄せる共有財であった。

VI. 若干のまとめ

本稿は、2016年秋の鳥取県中部地震において被災した金毘羅燈籠への対応を通して、村落の歴史的遺産と村落社会の関わりを考えたものである。倉吉市下余戸の事例を中心としつつ周辺地区

の状況にもふれているが、これらの限られた検討から早急な結論を求めることは避けねばならない。しかし、災害への遭遇という非常時にこそ村の歴史的遺産に向ける思いがみえることから、地域文化に対する人びとの考え方、村落内の人間関係、さらに村落社会の変容などの一端を知り得たものと考ええる。

事例とした倉吉市下余戸はもとよりその周辺では、地震で被災した燈籠の多くがその後修復された。その背景には鳥取県中部地震の被災範囲が限定的で被災基数も比較的少なかったという事情があり、大規模災害であれば異なった対応になったことであろう。

とはいえ、仮に被災燈籠数が多くともそのいくつかは修復されるであろうし、修復は困難とわかりつつも出来れば元に戻したいとの願いを抱く村落もあると思われる。そこに神仏への祈りの対象たる燈籠への崇敬の念という日本人の心性があることはいままでもないが、それ以上に燈籠が郷土史のなかの「みんなのもの」であり、村びとの社会的結びつきの象徴であるとの意識があったと考えられる。そのため、時代の変化により信仰対象の意味を失っても燈籠は地域社会のシンボリック役割を担い続け、自然災害で破損したのちは修復への方法を探るとともに、再建された燈籠は新たな「みんなのもの」として住民の意識を結集させる存在となっていく。さらに現代の村落は、都市近郊の村落などでは他所から移り住んだ人びとの混住地域となる場合が多く、ここでは修復の過程を共にすることが新旧住民の意識の共有をはかる機会ともなった。このことは、燈籠の修復という活動が村落社会のあり様を変容させる契機の一つになったことを示している⁴⁰⁾。

現代は、社会生活のさまざまな場面で個人化が進んでおり、生産と生活の両面ともに共同が基本であった村落社会においても同様である。村のなかにあって共同利用されていたものについていえば、かつては共有財とされた入会地や共有林など、いずれも共有という考え方は失われつつある。しかしその一方で、環境問題が注目されるなか、自然環境や自然資源の保全の意味から共有の概念の重要性、すなわち共有財をコモンズととらえて共同性や公共性の意味から見直そうという考え方もみられるようになっていく⁴¹⁾。もとよりこれと金毘羅燈籠のような歴史的遺産とを同列におくわけにはいかないが、時代の変容に合わせた村落の社会環境や人間関係の構築に当たっては、その背景にある歴史的遺産を人びとの心のなかにある共有財としてとらえて保護と活用がはかられてもよいのかもしれない。

本稿は、被災した金毘羅燈籠の修復と村落との関わりに関する報告であるが、地震による被災が村の歴史的遺産を心の共有財として確認する契機になったことを指摘した。これは、現在の村びとにとっての共有財とは何かを考える入口に立っていることを意味している。

補記

本稿の主題は、地震による被災が地域の歴史的遺産を心の共有財として確認する契機になったことの指摘であった。したがって被災しなかった場合は、「みんなのもの」と確認する機会を得なかったことでもある。そこでこの度の地震による燈籠の倒壊に関連して、金毘羅燈籠と免震構造について補記しておく。

もとより地震被害であるから、被災するか否かは断層帯や震度、地質状況など自然的条件と関わることはいうまでもない。しかし、多くの石造物、なかでも墓石等が倒壊しながらも金毘羅燈籠は被災を免れるとか、同じ金毘羅燈籠でも被災したものとしなかったものがあるなどの違いがあった。それには建立場所の土地条件が関係するので短絡した結論を求めてはならないが、鳥取県中部の金毘羅燈籠には構造上の工夫、すなわち耐震あるいは免震構造ともいえる組み立ての施された燈籠があったことが注目されている。

この工夫が施された金毘羅燈籠は、幕末期に鳥取県中部で活躍した通称川六⁴²⁾と呼ぶ名石工の作によるもので、そのいずれもが今回の地震では倒壊しなかったという⁴³⁾。川六作の燈籠が倒壊をまぬかれた理由は、L字型の石材を組み合わせた台座が横に広がって地面に食い込み、大きい笠と太い柱の重量が燈籠全体をしっかりと支えているほか、なによりも自然石の形を選んで上部が柄（ホゾ、部材を接合させるための突起物）の役割を果たすよう組み合わせていることによるとされる。例えば鳥取市青谷町長和瀬（青谷町はかつての因幡国なので一般的には鳥取県東部とされるが、金毘羅燈籠の分布が多い伯耆国東部に隣接するため⁴⁴⁾、本稿では鳥取県中部に含めている）の金毘羅燈籠は、火袋を乗せる石材の下端が緩やかにへこんでそこに柱の頭部が納まり、石材の凹凸を利用して耐震性を高めている。しかも石材に自然石を用いて何の加工もしないのであるから、石工川六の石材を見つめるまなざしと組み合わせ技術が倒壊を防いだともいえる。免震の工夫は川六作の石造物に数多く見られる狛犬にもなされており、これらも地震で倒壊することはなかった。

しかし、本稿で述べたのは、金毘羅燈籠が被災という非常時に遭遇したことを契機に、村落内の歴史的遺産は心のなかの共有財であり、住民連帯のシンボルであるとの思いを人びとが新たに



写真7. 名石工川六作の金毘羅燈籠
鳥取市青谷町長和瀬 筆者写す

したということであった。したがって、地震で倒壊しなかったとなると燈籠への人びとの向き合い方は災害発生前と変わらないわけで、皮肉にもその大切さを再確認する機会を逸することになる。そのため、鳥取県中部地震では川六作の燈籠や狛犬などの免震性が評価され報道でも伝えられたものの⁴⁵⁾、筆者の知る限りでは、これを人びとの心の絆を強める機会とした村落はない。

とはいえ、周辺の村落の燈籠が倒壊したにもかかわらずわが村では何の被害もなかったとなれば、「地震に強い自慢の燈籠」として村の誇りとなろう。とすれば、住民の自発的活動が生まれていない状況のもとで現代の村落社会のシンボルへと意識変革をはかるには、その文化財的価値に関する学習機会の提供や情報の発信などのしかけが必要になる。この取り組みもまた鳥取県中部地震を機に民間団体等により進められようとしているが⁴⁶⁾、指定文化財ではないだけにその前途は多難なようである。

なお、免震構造のある金毘羅燈籠と村落との関わりについては、稿を改めて検討することにした。

付記 本稿は、鳥取県湯梨浜町在住米原俊一氏の協力を得て実施した現地調査に基づきまとめたもので、その概要は御影史学研究会 2017 年度年会（2017 年 12 月 23 日、於神戸女子大学、共同発表者米原俊一）において発表した。資料収集に際しては、下余戸公民館館長中井義寛氏、北栄町北条島在住山根定雄氏、倉吉博物館館長根鈴輝雄氏、同主任学芸員関根明子氏、川六フアソク代表青木清輝氏をはじめ多くの方々からご助言とご指導を頂いた。すべてのお名前を記すことはできないが、心より感謝の意を表します。

- 1) 現在の行政域では鳥取市青谷町、倉吉市、東伯郡湯梨浜町、同郡三朝町、同郡北栄町、同郡琴浦町。
- 2) 白石太良・米原喜雄「鳥取県中部の金毘羅燈籠と村落」、『御影史学論集』No.41(2016) pp.23～61
- 3) 米原喜雄「鳥取県中部の金毘羅燈籠」、『鳥取県民俗懇談会会報』No.7(2007) pp.42～45
- 4) 祈りの形は村落によって異なるが、当番制で燈明をあげる、正月に飾り物をする、前を通る際には拝礼するなどが見られた。
- 5) 前掲 2)
- 6) この地震は直下型地震に分類され、南北方向に長さ約 10 km 断層が動いたと推定されている。
- 7) 倒壊家屋が少なく済んだ理由としては、当地域で観測された揺れは短周期のものが卓越し、木造家屋の倒壊に結びつく長周期の成分が少なかったためといわれる（湯梨浜文化大学防災講座配布資料、2017 年 9 月 11 日、講師：鳥取大学名誉教授西田修平氏）。
- 8) 神戸新聞 2016 年 11 月 4 日版による。
- 9) 文化財レスキューは、1995 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を機に、被災した文化財の保護・修復を目的として大学その他の研究機関が発足させたボランティアな活動である。東日本大震災を経て全国各地に定着するようになった。
- 10) 本文中で（前略）とした箇所は次の通りである。「水やほこりで汚れ、破損している場合でも、地域の歴史

を後世に伝える貴重な資料かもしれません。被災建物の片付けの際に」。

- 11) 個人で所有する土人形、養蚕道具、刀などが大半であった。倉吉博物館主任学芸員関本明子氏談。
- 12) 呼び掛けの例示は古文書、古書籍、地域の記録、古美術品、骨とう品、農具や民具、道具類などで、燈籠のような石塔類は含まれていない。
- 13) 北栄町教育委員会生涯学習課課長杉本浩史氏談。
- 14) 修復について相談を受けた場合は、「住民で話し合っしてほしい」と回答するのみであったという。
- 15) 火袋下の台座の下部をへこませて、そこに柱の頭部を食い込ませるなどの免震の工夫がされている。
- 16) 金毘羅神の神名の刻字はさまざまであるが、鳥取県中部には「金」とのみ彫られた燈籠が多くみられる。
- 17) 郷土史家米原喜雄氏による 1989 年ごろの聞き取り記録から。
- 18) 耕地整理の正確な年次は不明。
- 19) 農家が役畜として牛馬を飼育したころ、夕方になると牛を集める場所になるなど村の中心であった。
- 20) 前掲 2)
- 21) 西郷誌編集委員会編『西郷誌』、倉吉市西郷地区振興協議会発行、1998、pp.336～337
- 22) 鳥取県中部では、地主と小作の関係のような社会的人間関係を親方・子方と呼んだ。
- 23) 博物館への相談は、先述の文化財レスキューによる処置に期待したとも考えられる。
- 24) 移設記念碑、碎石、真砂が無償になったほか人件費も不要となり、当初 15 万円程度必要と考えられた経費は、修復提案時には 12 万円、その後 10 万円、7.5 万円、7 万円と減額された。
- 25) 燈籠の移転・修復作業に参加した新住民は自治会役員などに限られたという。
- 26) 西郷地区は、1953 年に倉吉市の市制施行に伴いその一部になるまでは西郷村であった。
- 27) 下余戸自治公民館副館長（現館長）中井義寛氏による。
- 28) 山間部の栗尾の場合はいまも当番制で灯をともして外灯に利用しているといわれるので、信仰と実用が重なって修復の目的が理解されなくもない。
- 29) 修復時期は 2017 年 3 月が 1 基、4 月が 3 基、5 月が 1 基、完成時不詳が 2 基である。
- 30) 江北地内での聞き取り（氏名不詳、男性）による。先祖の氏名が刻字された石碑は子孫として放置できない、顕彰碑などにはより強くそれを感じるという。
- 31) 自治会からの支出ビール 1 箱分は、修復を無償奉仕した業者への謝礼である。
- 32) 台座・火袋・笠を重ねて置き（柱の部分はない）、横に金毘羅と秋葉の神名のある石柱が建てられている。
- 33) 燈籠の願主は村中・若連中となっているが、実際に建立したのは元網元であった。この燈籠は、神格に金毘羅山と並んで京本願寺と刻字される珍しい燈籠である。
- 34) 松崎は東郷池の東南側湖畔にある米子往来の旧宿場町である。街村状の集落を二分する中央付近（新町・仲町の境界付近）に建立されおり、かつては金毘羅講があったという。しかし、住民による祀りごとなどは絶えて久しく、燈籠との関わりについての聞き取りは得られていない。土地所有者も特段の祀りをした記憶がないという。
- 35) かつて温泉地として栄えた町場の中央に位置することもあり、住民だけでなく来訪者にも燈籠が地域のシンボルとしてとらえられているといわれる。その修復を地上権者にゆだねるかどうか、費用負担とも関わるだけに悩ましいようである。
- 36) 石材が柔らかく修復困難とか住民の協議が継続していて決定をみていないなどによる。
- 37) 神や仏に関わるものを粗末に扱えば罰が当たるという素朴な気持ちをいう。
- 38) 筆者も聴講した下余戸地区主権による住民対象の郷土史講演会（2018 年 6 月 24 日）の参加者は、旧住民

- 13名、新住民4名であった。少数ではあるが、新住民に郷土史への関心が生まれていることがわかる。
- 39) 村落社会と地域社会の定義は難しいが、ここでは前者を上下の縦型人間関係が残りソトに対しては閉鎖的、ウチには開放的な社会、後者を個人を重視するとともにソトにもウチにも開放的な社会とする。
- 40) 下余戸地区では、移設された金毘羅燈籠に向かい、小学校児童たちが登下校時に手を合わせる光景もみられるようになったという。通学路に面するためでもあるが、村落社会の変容の一端が垣間見える。
- 41) コモンズは日本語でいう入会に近い意味であるが、森林、牧草地、漁場など経済資源の共同利用地をさす語である。前近代的な考え方として私的所有を優先する近代社会にそぐわないとされてきたが、環境の保護や資源の保全における重要性が指摘されつつある。
- 42) 本名尾崎六郎兵衛、因幡国気多郡川積（現鳥取市青谷町北河原）生まれ、生年不詳、慶応元年（1865）没。作品には狛犬が多いが、金毘羅燈籠、地藏、鳥居など多岐に及ぶ。鳥取市あおや郷土館編・発行『没後150年記念 川六一因州が誇る幕末の名石工―』、2016年による。
- 43) 石工名の刻字から川六作と確認される金毘羅燈籠は3基のみであるが、金毘羅燈籠以外の常夜灯、数的に多い狛犬などいずれも倒壊しなかったという。庭園文化研究家・川六ファンクラブ代表青木清輝氏談。
- 44) 2015年現在、鳥取県内で確認されている金毘羅燈籠は387基で、うち221基が県中部（旧伯耆国の東半分）141基が県西部（旧伯耆国の西半分）にある。県東部（旧因幡国）では25基が知られるのみで、しかもそのうち16基は青谷町に建立されている。
- 45) 1例をあげれば、日本海新聞2017年3月2日発行の潮流（公立鳥取環境大学環境学部教授中橋文夫氏執筆）、読売新聞平成28年3月14日発行の鳥取県版（記者中田敦之氏執筆）で石造物の防災に向けた先人の知恵が紹介された。
- 46) 川六作の石造物の構造の特色や美術的魅力は、民間団体の川六ファンクラブが精力的な発信を続けている。同クラブは、免震構造についての研修会や見学会などの学習活動にも積極的である。